

規制の事後評価書

法令の名称：航空機製造事業法施行令及び航空機製造事業法施行規則

規制の名称：航空機製造事業法における資格要件の見直し

規制導入時の区分：新設 拡充 緩和 廃止

担当部局：製造産業局航空機武器産業課

評価実施時期：令和7年2月

1 事後評価結果の概要

<規制の内容>

- 航空機・航空機用機器の製造・修理の方法認可に係る事務に従事することができる航空工場検査員、航空機の製造又は修理の方法もしくは航空機用機器の製造の方法どおりに製造又は修理されていることを確認する航空検査技術者の資格要件について、航空工場検査員国家試験（以下「国家試験」という。）に合格していることとしていたところ。
- しかし、現在、航空機産業の技術水準の発展により、航空検査技術者及び航空工場検査員（航空工場検査員等）に求められる役割・能力も変化している。国家試験で問われる設計、材料の強度・構造・性能等の専門的な知識よりも、適切な実務経験（社内体制、社内規程、マニュアルを理解し、製造工程・修理工程が適切に実施されているかを確認できる能力）を有していることや航空機等の製造・修理作業の実務や研修を通じて設計等の専門知識も学ぶことが航空工場検査員等の能力として重要となってきた。
- このため、これら航空工場検査員等の資格要件を、国家試験合格から研修等の実施（実務経験及び研修）へ変更するべく規制緩和を行ったもの。

<今後の対応>

そのまま継続 拡充して継続 緩和して継続 廃止

<課題の解消・予防の概況>

おおむね想定どおり

想定を下回るが、対応の変更は不要

想定を下回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<遵守費用の概況（新設・拡充のみ）>

おおむね想定どおり

想定を上回るが、対応の変更は不要

想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<行政費用の概況>

おおむね想定どおり

想定を上回るが、対応の変更は不要

想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<規制緩和・廃止により顕在化する負担の概況（緩和・廃止のみ）>

■ おおむね想定どおり

想定を上回るが、対応の変更は不要

想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

2 事前評価時の予測との比較

<効果（課題の解消・予防）>

		算出方法と数値
許可事業者における 研修の実施状況	事前評価時	航空工場検査員及び航空検査技術者専用の研修等は無し。
	事後評価時	2019年から5年間の航空検査技術者の選任人数は、約250人。未だ、選任された航空検査技術者のうち、旧制度の国家試験合格資格保持者による選任が約200人、新制度の研修等による選任は、約50人と全体の5分の1を占める。新制度の導入により、許可事業者による社内研修等が実施されることで、継続的に許可事業者の航空検査技術者に求められる能力・レベルが維持され、本法の目的である生産技術の向上に資する。

<負担>

■ 遵守費用（新設・拡充のみ）

		算出方法と数値
—	事前評価時	—
	事後評価時	—

■ 行政費用

		算出方法と数値
行政費用	事前評価時	国家試験の受験料として1種類8,000円の手数料（試験の種類は8種類、受験資格の要件はなく、併願も可。）の納付を求めている。当該規制改正により、遵守費用の年間約300万円の削減が見込まれる。
	事後評価時	国家試験が廃止されたことから、受験料が発生せず、選任の届出においては、従来から費用がかからないため新たな費用負担もかからなかった。

■ 規制緩和・廃止により顕在化する負担（緩和・廃止のみ）

		算出方法と数値
—	事前評価時	—
	事後評価時	特になし

■ その他の負担

・ 特になし

3 考察

- ・ 航空工場検査員等の資格要件を、実態に合わせてより適切な国家試験合格者から各事業者等による研修等による資格制度に変更したものであるが、当該規制緩和によって、これまで発生していた行政費用が不要となるとともに、新たな費用も発生していない。
- ・ 効果については、未だ、旧制度の国家試験合格資格保持者による航空検査技術者の選任が多いものの、新制度での選任も増加。許可事業者による社内研修等が実施され、継続的に許可事業者の航空検査技術者等に求

められる能力・レベルが維持されており、本法の目的である生産技術の向上に貢献していると考えられるところ、引き続き当該規制緩和は継続することが妥当である。

規制の事前評価書

法律又は政令の名称：航空機製造事業法施行令及び航空機製造事業法施行規則
規制の名称：航空機製造事業法における資格要件の見直し
規制の区分：新設、改正、廃止 ※いずれかに○印を付す。
担当部局：経済産業省製造産業局航空機武器宇宙産業課
評価実施時期：令和元年6月

1 規制の目的、内容及び必要性

① 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は5～10年後のことを想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。
(現状をベースラインとする理由も明記)

現行制度では、航空機・航空機用機器の製造・修理の方法認可に係る事務に従事することができる航空工場検査員、航空機の製造又は修理の方法もしくは航空機用機器の製造の方法どおりに製造又は修理されていることを確認する航空検査技術者の資格要件は航空工場検査員国家試験（以下「国家試験」という。）に合格していることとしている。しかし、現在、航空機産業の技術水準の発展により、基礎的な生産フローが確立され、生産設備や検査設備が高度化しており、航空検査技術者及び航空工場検査員に求められる役割・能力も変化している。国家試験で問われる設計、材料の強度・構造・性能等の専門的な知識よりも、適切な実務経験（社内体制、社内規程、マニュアルを理解し、製造工程・修理工程が適切に実施されているかを確認できる能力）を有していることや航空機等の製造・修理作業の実務や研修を通じて設計等の専門知識も学ぶことが航空工場検査員及び航空検査技術者の能力として重要となってきた。
そのため、現行の制度を維持した場合、法令で課している要件と実際に重視している要件との乖離が続くこととなる。

② 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討（新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性）

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯（効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと）を明確かつ簡潔に記載する。

航空工場検査員を航空機・航空機用機器の製造・修理の方法認可に係る事務に従事させる際には、航空機・航空機用機器の製造・修理の許可事業者による推薦が行われるが、この推薦において重視されることが、適切な実務経験を有しているのか、ということである。また、航空検査技術者においては、許可事業者による選任が行われるが、この選任においても適切な実務経験を有していることが重視されている。しかし、現行法令で定められているそれぞれの資格要件は国家試験に合格していることであり、実際に重視されている要件と乖離しており、航空工場検査員及び航空検査技術者に必要な能力を身につけるためには、国家試験で問われる知識を身につけることよりも、適切な実務経験を積み、製造・修理の方法に関する事務の実務経験を積むことが重要になってきている。これらのことから、航空工場検査員及び航空検査技術者の資格要件を国家試験の合格者から、研修を受講していること及び一定期間の実務経験を有していることに改正を行うもの。これにより、航空工場検査員及び航空検査技術者の資格要件が時節に応じた適正なものになると考えられる。

2 直接的な費用の把握

③ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化するなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するため負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

【遵守費用】

許可事業者は、今回の資格要件の改正によって、許可事業者が実施する研修を受講していること及び一定期間の実務経験が求められるが、各企業において既に実施している従来の人材育成の研修等で代替することが可能であるため、許可事業者における新たな遵守費用は発生しない。

【行政費用】

本改正案は、航空工場検査員及び航空検査技術者の資格要件のみを改正するものであり、行政庁における航空工場検査員の指名・選任業務の増加は見込まれない。今後は航空機製造事業法に基づく検査等を通じて、許可事業者における研修の実施状況や実務経験の内容等を確認することになるが、既存の検査枠組みの中で対応することが可能であるため、追加的な費用は発生しない。

④ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載することが求められる。

今回は、航空工場検査員及び航空検査技術者の資格要件のみを改正するものであり、行政庁における航空工場検査員の指名・選任業務の増加及び新たなモニタリングに係る業務は見込まれない。

3 直接的な効果（便益）の把握

⑤ 効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要

規制の導入に伴い発生する費用を正当化するために効果を把握することは必須である。定量的に記載することは最低限であるが、可能な限り、規制により「何がどの程度どうなるのか」、つまり定量的に記載することが求められる。

航空機産業の技術水準の発展に伴い、実際に許可事業者が重視している要件を踏まえ、航空工場検査員及び航空検査技術者の資格要件の見直しを行うことは、航空機・航空機用機器の製造・修理の方法認可に係る事務が、現在の航空工場検査員及び航空検査技術者に求められる能力との整合性を図る事ができ、本法の目的である生産技術の向上に資するものと考えられる。

⑥ 可能であれば便益（金銭価値化）を把握

把握（推定）された効果について、可能な場合は金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。

企業の人材育成等にかかるコストについては、企業ごとの個別判断や状況に依存することから、定量的な推計によって金銭価値化することは困難。

⑦ 規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計

規制の導入に伴い要していた遵守費用は、緩和により消滅又は低減されると思われるが、これは緩和によりもたらされる結果（効果）であることから、緩和により削減される遵守費用額は便益として推計する必要がある。また、緩和の場合、規制が導入され事実が発生していることから、費用については定性的ではなく金銭価値化しての把握が強く求められている。

現行制度においては、国家試験の受験料として1種類8,000円の手数料（試験の種類は8種類、受験資格の要件はなく、併願も可。）の納付を求めている。当該規制改正により、遵守費用の約300万円の削減が見込まれる。

実施年	2014	2015	2016	2017	2018
受験者数	345	461	453	454	368
手数料合計（円）	2,760,000	3,688,000	3,634,000	3,632,000	2,944,000

4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

⑧ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。

当該改正により、新たに航空機・航空機用機器の製造・修理を行う事業者（新規参入者）において、航空工場検査員及び航空検査技術者を確保することが困難となることが想定される。ただし、航空工場検査員においては、行政庁において航空工場検査官を設置しており、あくまで航空工場検査員は航空工場検査官の事務を代替することができるものであるから、航空工場検査官が対応することが可能である。また、航空検査技術者においては、航空機製造事業法施行規則で研修を受講していること及び一定期間の実務経験を有する者と同等以上と認める規定を新たに設けることとしており、その影響は限定的と考えられる。

また、今回の改正により、資格要件を国家試験合格者から各事業者による資格制度に代替することによって航空機等の品質確保等にも影響を及ぼす可能性もあるが、設計等の専門的な知識については代替する実務経験や研修を通じて設計等の専門知識も学べること、研修の内容や実務経験等については国による確認も実施されるため、負の影響はないと考えられる。

5 費用と効果（便益）の関係

- ⑨ 明らかとなった費用と効果（便益）の関係を分析し、効果（便益）が費用を正当化できるか検証

上記2～4を踏まえ、費用と効果（便益）の関係を分析し、記載する。分析方法は以下のとおり。

- ① 効果（便益）が複数案間でほぼ同一と予測される場合や、明らかに効果（便益）の方が費用より大きい場合等に、効果（便益）の詳細な分析を行わず、費用の大きさ及び負担先を中心に分析する費用分析
- ② 一定の定量化された効果を達成するために必要な費用を推計して、費用と効果の関係を分析する費用効果分析
- ③ 金銭価値化した費用と便益を推計して、費用と便益の関係を分析する費用便益分析

定量的な推計は困難であるものの、現在の航空工場検査員及び航空検査技術者に求められる能力を踏まえた改正を行い、航空機・航空機用機器の製造・修理の方法認可に係る事務を、新たな資格要件を有する者が行うことにより、法目的である生産技術の向上を図ることが出来ること、さらに、当該規制緩和に伴う行政費用の発生も想定されていないことから、便益が費用を上回ることから、当該改正を行うことは妥当である。

6 代替案との比較

- ⑩ 代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果（便益）の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明

代替案とは、「非規制手段」や現状を指すものではなく、規制内容のオプション（度合い）を差し、そのオプションとの比較により導入しようとする規制案の妥当性を説明する。

代替案として、資格要件を指定団体が実施する講習を受講した者とするのが考えられるが、改正案と代替案を比較すると、代替案においては、講習実施機関の指定やカリキュラムの作成等、行政費用が発生し、当該改正案においては、行政費用が見込まれず、資格の要件をより航空機産業の製造・修正実態に合わせた改正とすることにより、得られる効果も高い改正案を採用することが適当と判断した。

7 その他の関連事項

⑪ 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合は、その内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

産業構造審議会製造産業分科会第2回航空工場検査員国家資格制度等小委員会（令和元年6月3日）において、資格要件を国家試験から、研修の受講及び実務経験とする内容について検討が行われ、報告としてとりまとめられた。

（経済産業省 HP）

https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/seizo_sangyo/koku_kojo/pdf/20190605_report.pdf

8 事後評価の実施時期等

⑫ 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用、効果（便益）及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。

なお、実施時期については、規制改革実施計画（平成26年6月24日閣議決定）を踏まえることとする。

本規制緩和については、法律において見直し条項を置いていないため、規制改革実施計画（平成26年6月24日閣議決定）において『「見直し条項」がないものについては、「見直し周期」を設定し、「見直し周期」は最長5年とする。』と定められていることに則り、5年後を目途に、事後評価を実施する。

⑬ 事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要

航空機製造事業法に基づく検査等を通じて、許可事業者における研修の実施状況や実務経験の内容等を把握することにより、費用対効果及び間接的影響を確認することとする。